

平成25年6月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成25年6月20日木曜日(午前10時開議)

出席議員 (16人)

1番	村井	達己
2番	竹村	一義
3番	福田	徹
4番	堀田	一徳
5番	三岳	昇
6番	毛利	喜信
7番	田崎	一幸
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	朝長	敏
11番	小田	成実
12番	田口	一信
13番	森田	宏
14番	久保田	和惠
15番	山口	隆
16番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

議事日程

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 報告第1号 平成24年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第2号 平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第33号 平成25年度川棚町一般会計補正予算（第1回）
- 日程第6 議案第34号 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第35号 川棚町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第8 議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第37号 工事請負契約の締結について（防災行政無線（同報系デジタル・ため池監視システム）整備工事）
- 日程第10 議案第38号 財産の取得について（消防ポンプ自動車購入）
- 日程第11 発議第1号 石木ダム建設に関する決議 | 石木ダム対策調査特別委員長

議 **長** ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議 **長** 日程第1、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。本件について説明を求めます。

町 **長** 皆様、おはようございます。諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由を説明致します。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第1項の規定において、法務大臣が委嘱することと定められており、同条第3項では、市町村長は市町村の議会の意見を聴いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと、このように定められております。

現在、本町には4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられますが、そのうち千住照子さんにつきましては、平成25年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の選任につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする候補者は、下組郷51番地にお住まいの、お名前が石橋房江さん、昭和22年7月17日生まれの66歳の方でございます。同氏は昭和43年に、長崎県立短期大学家庭科を卒業後、同大学の学生寮、上五島町立青方小学校、新魚目町立魚目小学校、長崎県離島医療圏奈良尾病院に栄養士として勤務されております。その後、結婚を機に育児に専念され、育児が終わられてからは本町の健康推進課で栄養士として、また選挙管理委員会の委員として行政に大きく関わっていただくなど、人格、識見が高く、社会の実情にも広く通じておられ、人権擁護委員として適任と認められますので候補者として推薦するものでございます。なお、委員の任期は、平成25年10月1日から3年間となっております。以上で説明を終わりますが、候補者として推薦することにつきましてご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 全員起立です。したがって諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任者と認めると答申することに決定を致しました。

(10:04)

議長 次に、日程第2、報告第1号「平成24年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。報告の説明を求めます。

町長 報告第1号「平成24年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」説明致します。

平成24年度川棚町一般会計補正予算(第5回)におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費と定め、翌年度に使用することができるものとした経費につきましては、この度、平成24年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製致しましたので、その内容について議会に報告するものでございます。その他、詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、よろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは、報告第1号「平成24年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」ご説明致します。

一般会計の繰越明許費につきましては、第5回補正予算において翌年度に繰り越すことができる限度額を第2表として掲げ、専決処分を行い、5月の臨時議会において報告し、承認をいただいたところであります。

この度、出納閉鎖を終え、翌年度繰越額及びその財源内訳が確定したので、繰越明許費繰越計算書を調製したものであります。表のとおり、繰り越した予算の款項事業名、翌年度繰越額、その財源内訳についてお示ししております。金額につきましては、表に掲げたとおりのことで、上から順に、その事業内容についてご説明致します。

一つ目の光ブロードバンド基盤整備事業費、これは町道東臨港線の繰越に伴う光ブロードバンドケーブル移設工事の繰り越しであります。

二つ目の一般諸費は、裁判に要する経費について繰り越したものであります。

三つ目の農道新設改良事業費、これは県が事業繰越とした県営事業、基幹農道川棚西部地区の地元負担金の繰り越しであります。

四つ目の農村災害対策整備事業費は、これは防災行政無線整備事業の繰り越しであります。

五つ目の道路新設改良事業費は、町道中小串線、三越線、重線、この3つの町道の改良工事の繰り越しであります。

六つ目の社会資本整備総合交付金事業、これは町道東臨港線改良事業の繰り越しであります。

七つ目の公共下水道費は、これは公共下水道事業特別会計において繰り越して実施する雨水建設費にかかる一般会計繰出金の繰り越しであります。

最後の公立学校施設整備事業費は、小串小学校のプール改修工事の繰り越しであります。

以上、ご報告致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みと致します。

(1 0 : 0 8)

議 長 次に、日程第3、報告第2号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。報告内容の説明を求めます。

町 長 報告第2号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」説明を致します。

平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費と定め、翌年度に使用することができるものとした経費につきましては、この度、平成24年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製致しましたので、その内容について議会に報告するものであります。その他、詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは報告第2号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」説明を致します。開けていただきまして、この計算書につきましては、円単位で表示を致しているところでございます。

款項事業名で金額につきましては、補正予算の繰越明許費の補正において、翌年度へ繰り越す限度額を定めました金額と同じ金額を記載を致しております。

事業名は、地域介護・福祉空間整備等事業、翌年度繰越額は3千万円並びに施設開設準備経費助成特別対策事業、翌年度繰越額は511万2千円で、合計の3,511万2千円でございます。

この事業につきましては、県の補助対象となっておりますので、平成25年度への繰越事業分として、繰越承認通知を受けておりますので報告を致しておきます。

この内容につきましては、2012川棚町高齢者対策基本計画第5期の介護保険事業計画でございますが、この計画におきまして整備することと致しております地域密着型サービス、グループホームを新設する事業でございます。県の内示を受けまして、平成24年度の第2回補正におきまして計上を致しておいた事業でございますが、建設予定地の造成等に時間を要したため、工期を延長しなければならなかったこと、並びに施設の建設工事が遅れたこ

とによる備品等の購入、職員研修等が終了できなかつたことによって翌年度へ繰り越しをしたものでございます。

以上で、報告第2号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」報告とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め報告済みと致します。

(10:13)

議 長 次に、日程第4、報告第3号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。報告内容の説明を求めます。

町 長 報告第3号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」の説明を致します。

平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費と定め、翌年度に使用することができるものとした経費につきましては、この度、平成24年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製致しましたので、その内容について議会に報告するものであります。その他、詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、よろしくお願い致します。

水道課長 それでは報告第3号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」の説明をさせていただきます。

今回の繰越明許費ですが、平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）におきまして、ご承認をいただいておりますが、この度、次年度に繰り越す額が確定を致しましたので、その内容について報告するものでございます。開いていただきまして、繰越計算書であります。表に記載しておりますように、2款建設費、1項建設費、事業名、雨水建設費の栄町地区雨水排水対策事業の分であります。翌年度に繰り越す額は2,750万円であり、財源内訳は全体事業のうち、補助対象となる事業費2,400万円

につきましては2分の1を国庫支出金として、残額につきましては、その他としておりますが、一般会計繰入金ということでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みと致します。

(10:16)

議 長 次に、日程第5、議案第33号「平成25年度川棚町一般会計補正予算(第1回)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第33号「平成25年度川棚町一般会計補正予算(第1回)」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ793万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億2,493万5千円にしようとするものであります。補正の主なものと致しましては、申請していた助成事業の採択が決定した地域イベント助成事業並びに小串郷駅テーブル等設置事業、申請件数の増加が生じている高齢者、障害者の住宅バリアフリー化事業への追加対応、平成27年度までに本格的にスタートする子ども子育て支援新制度に対する対応について、その取組内容や補助額等の見通しがついたので、その制度構築に要する事業費、県の追加事業に対応するもの、その他、当初予算編成後の事情変更等に対応するための必要な事業費について計上したものでございます。補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは議案第33号「平成25年度川棚町一般会計補正予算(第1回)」についてご説明致します。

事項別明細書の歳出からご説明したいと思っておりますので、14ページ、15ページをお開きください。

2款総務費、1項5目財産管理費の細目に、小串郷駅管理費において備品購入費30万円を計上しております。これは小串郷駅管理委員会から駅構内に利用者の利便を図るため、テーブル、椅子の設置の要望があつておりまし

たが、この購入について鉄道利用促進協議会へ補助の申請をしたところ、採択されましたので補正するものであります。その財源内訳のその他に28万5千円とあるのが、その補助金であります。消費税相当額が、この助成事業の対象外となっているので、その分30万円を下回ったという次第です。

次に、6目企画費の細目1一般企画費において、19節に100万円を計上しております。これは地域社会振興財団の地域イベント助成事業に、かわたなかつちえてYOSAKOI祭りを対象事業として申請して申しましたところ、助成の決定の内示がありましたので、補正をするものであります。この助成事業は、10分の10の補助となっておりますので、財源内訳のその他の欄が、同額の100万円となっております。次のページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の細目7福祉のまちづくり推進事業費において、19節に60万円を計上しております。これは高齢者、障害者の方の住宅のバリアフリー対策事業でありまして、申請件数の増に対応し増額を行うものであります。

2項1目児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業費として、合計140万円を計上しております。これは平成27年度に本格的にスタートすることとされております。子ども・子育て支援新制度について、その取組内容や補助額等が見通しがつきましたので、この制度構築に要する経費を手当とするものであります。内訳としましては、新制度について調査審議等を行うために設置する子ども・子育て会議の委員報酬、アンケート実施のための郵送料、コンサルタント業者への委託料などとしております。事業費の全額について補助が見込まれますので、歳入において同額の計上をしております。次のページをお開きください。

4款衛生費、3項1目公害対策費において、40万円の委託料を計上しております。これは海岸漂着物改修事業で、県の追加事業がありましたので、4箇所分を追加するものであります。これにつきましては、10分の10の県補助でありますので、歳入において同額を計上しております。次をお開きください。

6款農林水産費、1項3目細目1の農業振興費に110万円を計上しております。これは転作事務の増に対応するため、臨時職員を雇い上げるための

経費を計上したものであります。内訳は、4節共済費と7節賃金となっております。この分の事務費につきましては、歳入として負担金が入る予定なので、見込まれる100万円を歳入においても計上しております。

細目10長崎県家畜導入事業につきましては、優良雌牛を増頭し、飼育規模の拡大を図る場合の県の家畜導入事業が拡充されたことを受け、本町においてもこれに対応し、19節において60万円を計上するものであります。これにつきましては、10分の10の県補助でありますので、同額を歳入において計上しております。

5目農地費の用排水路事業費200万円を計上しております。これは農地の暗渠排水の整備を行う事業を対象とした県の補助事業について、事業採択の見通しがつきましたので、そのための整備計画書を作成するための現況測量及び実施設計に要する委託料について計上するものであります。

次に、3項水産業費、1目の水産業振興費につきましては、今後川棚漁協の合併に関する会議が多く見込まれますので、その分の旅費を追加するものであります。次をお開きください。

10款教育費、1項2目の事務局費において、40万円を計上しております。これは川棚中学校に配置しております外国語指導助手、いわゆるALTにつきましては、一年ずつの単年度契約をしておりますが、これについて一年目経過後に更新をお願いし、雇い入れるということで予定をしておりましたが、本人の意向により帰国して復学したい旨申し出がありましたので、その現在のALTの帰国費用及び新たなALTの入国に要する旅費について見込まれる額を追加するものであります。

2項1目細目7小串小学校管理費につきましては、32万円を計上しております。これは今年4月から開設した特別支援学級について、対象児童の授業に必要な教材等の備品購入について必要額を追加するものであります。

5項2目細目1の公民館総務管理費の工事請負費に470万円計上しております。これは中央公民館屋上に設置している非常用自家発電設備が老朽化のため動作不良を起こしており、機種が古く修繕不能であり、取替を要しますので必要額を増額するものであります。次をお開きください。

14款予備費となっております。予備費につきましては、歳入歳出の見合いで減額したものであります。それでは歳入の説明に移りたいと思います。

6 ページ、7 ページをお開きください。

まず1 款町税、2 項1 目固定資産税であります。これは固定資産税の現年度課税分におきまして、固定資産税の賦課決定を行った結果、当初予算の見込みよりも歳入増が見込まれますので増額を行うものでございます。次をお開きください。

1 4 款国庫支出金、2 項1 目次世代育成支援対策交付金4 8 8 万3 千円減額しております。これは、歳出の次世代育成支援対策事業費に対する国の補助金ということで、当初予算において計上しておりましたが、この予算につきましましては、県支出金の安心子ども基金事業費補助金から支出とするということで組み替えがありましたので、これに伴い4 8 3 万3 千円の全てを減額し、同額を次のページの県支出金として増額するものであります。次のページをお開きください。

1 4 款県支出金、2 項2 目細目1 福祉のまちづくり推進事業費補助金、これにつきましては歳出においてご説明しましたバリアフリー対策事業の分の補助金であります。次に、安心子ども基金事業費6 2 8 万3 千円、これにつきましては、先程前のページの国庫支出金において説明しました次世代育成支援対策交付金からの組み替え4 8 3 万3 千円、そして歳出の折に説明しました子ども子育て支援事業費に対する補助1 4 0 万円、この2 つを合計したものが6 2 8 万3 千円であります。

3 目の衛生費補助金、海岸漂着物地域対策推進事業補助金4 0 万円、これにつきましては、歳出で説明した公害対策費に対する補助であります。

5 目の長崎県家畜導入事業費補助金、これは同じく歳出の折に説明しておりますが、家畜導入事業に対する補助金であります。次のページをお開きください。

1 9 款諸収入となっております。4 項5 目雑入の中で、まず地域イベント助成1 0 0 万円、これは歳出で説明しましたよさこいイベント補助に対するものであります。

次に、鉄道利用促進協議会補助金、これも歳出で説明しました小串郷駅管理に対する補助であります。

川棚町地域農業再生協議会負担金、これは歳出の農業振興費に対する補助であります。

以上が、平成25年度川棚町一般会計補正予算（第1回）の内容であります。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

3 番 福 田 20、21ページのところで、用排水路事業費ということで、農地の暗渠にかかる工事の委託が上がっておりますけど、地区名と対象となる農地の面積と事業の内容についてお聞きしたいと思います。

産業振興課長 用排水路事業費の地区名につきましては、野口地区、中山地区、白石地区でございます。受益面積につきましては、合計で5万1,694㎡になります。以上です。

5 番 三 岳 22、23ページの公民館費の先程説明がありました非常用の発電装置の更新ですが、これは耐用年数がきていたものか、それともまだ使えるものが使えなくなったものかですね、こういった状況なのかお尋ねしたいと思います。

教 育 次 長 ご質問にお答え致します。非常用発電機につきましては、毎年定期的な検査を行っております、今回の場合は2月の定期検査の折に、非常用発電機の自動起動が働かないという状況に陥りました。メンテナンス業者の方に原因究明と修繕の見積もりをお願いしましたところ、原因は運転を管理する電気基盤の腐食及び焼損ということが分かりました。交換のために基盤を探してもらいましたが、発電機が昭和58年3月製造というふうな、もう30年も経過して非常に古く、すでに部品生産が中止になっておりまして、今回パッケージを交換しないといけないというふうに判断致しまして、補正予算に計上した次第でございます。ご理解の上、何卒よろしくお願い致します。

1 4 番 久 保 田 16、17ページですけれども、子ども・子育て支援事業費の中で、先程コンサルタント会社に委託するとか、アンケートに取り組むということをおっしゃったと思いますが、アンケートの対象はどのような世帯になるのでしょうか。全世帯なんですか。

住民福祉課長 お答え致します。子ども・子育てに関するアンケート調査はどのように配布するかというご質問でございますが、従前、次世代育成支援事業行動計画というのを平成22年に計画を策定致しておりますが、その時にも同じようなアンケート調査を行っておりますので、その時に準じたような

かたちを取りたいというふうに思います。全世帯ではございませんで、子どもを養育する家庭等を基本として捉えていきたいというふうに考えております。なお、この調査につきましては、今後、子ども子育て会議というのを設置することになりますので、その中で検討してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第33号「平成25年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」を採決を致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第33号「平成25年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（10：36）

議 長 次に、日程第6、議案第34号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第34号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由を説明致します。

長崎県福祉医療費補助金実施要綱の一部改正が、来る平成25年10月1日から施行されることに伴い、関連致します川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、今回、提案するものでございます。補足説明を住民福祉課長が行いますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

住民福祉課長 それでは「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。新旧対照表で説明を致します。

すので、そちらをお開き願います。

第1条の目的の条文におきまして、「心身障害者」を「障害者」に改めておりますけれども、次の第2条において、心身障害者の定義として、第1号と第2号にあるわけでございますが、ここでは略というふうにしておりますが、第1号が身体障害者でございますして、第2号が知的障害者を定めております。第3号として、精神障害者が追加となったことにより、「心身障害者」を「障害者」と改めるものでございます。

次に、第2条第3項から第6項までの改正につきましては、児童扶養手当法施行令の改正に伴いまして、DV被害により保護命令を受けた母子家庭あるいは父子家庭については、婚姻の状態が継続していても、母子世帯または父子世帯とみなし、対象となる児童を現に看護している母または父を追加し、その対象となる児童を母子家庭の子、または父子家庭の子に追加をし、福祉医療費の支給対象としようとするものでございます。

次に、第8項の改正については、先程説明を致しましたので省略を致します。

第3条では、支給対象者について定めたものでございます。（本町以外に住所を置く対象者についての規定）については、改正条文では、別途規則において定めようとするもので、これまでの対象者に変更が生じるものではございません。

第1号の改正につきましては、先程説明しましたので省略致します。第2号も同様でございますが、改正前条文におきまして、「障害程度等級1級または2級の者」及び障害の程度がAまたはBの者につきまして、ひとくくりと致しまして、「障害者」として改正をしておりますが、このことについては、次の第4条においてその内容について明記を致しております。

第4条第1項第1号でございますが、この柱書中の改正は省略を致します。

同号アでは、先程説明しましたように、精神障害者が新たに対象となりましたので、「及び障害等級」以降を追加するものでございます。

同号イでは、「障害の程度が3級」を、「障害程度等級が3級」に改めておりますが、これにつきましては文字の整理でございます。

または「B2」を追加しておりますけれども、改正前のウを削除致しまして、ここの条文に加えております。そして支給割合を「3分の2」から「2

分の1」に改めようとするものでございます。この第1項の改正につきましては、75歳未満の方が対象となります。

同条第2項では、改正前の支給対象者に精神障害者を追加して、第1号に整理をし、第2号では、身体障害者の程度等級の3級と知的障害の障害程度がB1またはB2の対象者を新たに追加しようとするものでございます。この第2項の改正につきましては、75歳以上の方が対象となります。

次に、第5条第1号、障害者のこととございますが、これは先程説明しましたので省略を致しまして、「同令」を追加しておりますが、これは文言の整理を行うものでございます。

第10条では、受給資格者が死亡した場合の取り扱いを定めたものでございまして、改正前では「直系尊属、直系卑属または事実上その者を扶養していた」等の事実確認をする必要がございましたけれども、この度の県の要綱の改正に併せまして、第1項で受給資格者が死亡により受給の申請ができない場合、その世帯の世帯主、または遺族のうち町長が定める者が申請できることとし、第2項では、受給者が支給の申請をした後に死亡した場合に、医療費の支給をその世帯の世帯主または遺族のうち、町長が定める者に対して支給できるように改めようとするものでございます。

改正条文をお開き願いたいと思います。改正条文の最後のページでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日でございますが、平成25年10月1日と定め、同日以降の診療にかかる医療費から適用することとし、第2条第3項から、第6項までの改正規定、これは保護命令を受けた母子、父子家庭の改正でございますけれども、この部分については公布の日から施行し、平成25年4月1日にさかのぼり適用することというふうに致しております。

以上、説明を致しましたが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

14番久保田 4条のところですか。支給のところですか。4条のところ（通院による負担金に限る）と書いてありますが、入院による負担金はどうかということと、それからその下のイの中にですね、「3級に該当する者と

B 1 または B 2 に該当する者が 2 分の 1 を乗じて得た額」ということになりましたが、改正前は B 1 は「3 分の 2 を乗じて得た額」、B 2 は「2 分の 1 を乗じて得た額」ということですので、B 1 の人は B 2 が条文に加わったことによって支給される額が下がるということになるのか。

もう一つはですね、一番最後第 10 条で、「町長が定める者」ということになっておりますが、この中では里親も含まれるのか、この 3 つをお尋ねします。

住民福祉課長 今のご質問にお答え致します。

第 4 条第 1 号のア、（通院による負担金に限る）というふうになっておりますが、これは入院については除外されておりますので、通院のみということになります。

次に、給付率の引き下げのところだと思いますけれども、これについては 3 分の 2 から 2 分の 1 ということになるわけですが、いわゆる 6 分の 1 が負担増ということになることになります。今回の、この改正の趣旨と言いますか、県の考え方がございまして、今説明しましたように、対象者の拡大を図っております。75 歳未満の精神障害、それから 75 歳以上の精神障害、それから同じく 75 歳以上の身障者の 3 級、それから知的の B 1、B 2、これについては拡大というふうになっております。この拡大については、元々県の方も想定をしておったようでございますけれども、県の財源がなかなか厳しいということがありまして、75 歳未満の身障者の 3 級、それから知的の B 1 については、これまで 3 分の 1 の負担で済んでおったわけですが、ここを 2 分の 1 にしようというふうな考えでございます。ここについては、関連団体等がございまして。長崎県身体障害者福祉会、それから長崎県手をつなぐ育成会、精神障害者家庭連合会、精神障害者団体連合会、こういったところに紹介がなされております。いわゆる 6 分の 1 の負担が増えるということで、ここの調査がなされております。それぞれの団体からこのことについての回答がなされておりました、負担が増えることについては、やはり財政面も考えるとやむを得ないという回答、それから限られた財源の中での調整であり、この案で了承するというふうな団体からの回答がなされており、このような改正になっておるものでございます。

それから第 10 条の中に、「町長が定める者」の中に里親は含まれるのか

という質問でございますが、含んでもいいというような解釈ができるものというふうに判断致しております。以上でございます。

1 4 番久保田 それではですね、Bの2の取り扱いですけれども、2011年の12月の福祉医療助成についての私が一般質問をした覚えがありますが、それに対して町長は「本町は療育手帳Bの2と寡婦の通院については、本町は他市町よりも先駆けて単独で給付を行っています」ということで、私は福祉の町として本当に良かったと思ってたんですけども、これによれば、このことが条文に入ったことによって、先程拡大したということの後退したということになるんですね。

住民福祉課長 今のご質問ですけれども、B2については、これまでB2はですね、知的の分ですね、知的障害者の分のB2については、町の単独で助成をしておりますので、この分については変更はございません。以上でございます。

1 2 番田口 一番最後の10条の未支給の医療費の請求ができるような条文が追加になっていきますけれども、この条文があるということはですね、この医療費については全て事後的な請求をするという仕組みなのかというふうなことが考えられるのですけれども、常にその対象者がこういった申請の手続きをして支給を受けるという仕組みになっているということなんでしょうか。それは何かすごく面倒くさいような感じがするんで、特段そういった、もちろん申請という手続きはしないといけないとは思いますが、そういった直接払い的な方法というものがなされていないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

住民福祉課長 医療費の支給につきましては、全て申請に基づくものとなっておりますので、このような改め方に致しております。以上でございます。

1 4 番久保田 今、田口議員がおっしゃったようにですね、先程の一般質問の中でも、町長は障害者の現物給付化ということは、今協議を進めているところであるということに回答をいただきました。今どこのところまで進んでいるのかお尋ねします。

住民福祉課長 現物給付の事務がどこまで進んでいるかというご質問でございますけれども、今のところどこまで進んでいるということが言える状況ではございません。私どももその方が事務的には非常に楽なんですけれども、

いまだこのところは見えているような状況ではございません。以上でございます。

議 長 他にございませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第34号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第34号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(10:56)

議 長 ここでしばらく休憩致します。 (10:56)

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (11:10)

議 長 次に、日程第7、議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」及び日程第8、議案第36号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」及び議案第36号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例について」関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第35号の「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」でございますが、子ども・子育て会議条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法が平成25年4月1日に施行され、同法第77条の規定において「市町村は条例で定めるところにより、審議会等の機関を置くよう努めるものとする」と定められております。また、設置の時期は、子ども・子育て支援事業計画の調査審議が十分行えるよう、平成25年度の早い時期に設置するよう通知がっておりますので、今後の事務量等を検討した結果、本定例会に議案を提案するものでございます。

この会議の役割と致しましては、子ども・子育て支援計画の策定、特定教育、保育施設の利用定員に関する事、及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事が主な所掌事務となっております。

次に、議案第36号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、議案第35号「子ども・子育て会議条例の制定」に伴いまして、同条例第3条に規定しております子ども・子育て会議委員の報酬等について、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に追加する必要性が生じたので、本条例の一部改正についてご提案をするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますが、条例の内容につきましては、住民福祉課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

住民福祉課長 それでは「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」説明を致します。提案条例をお開き願います。

第1条では、子ども・子育て会議の設置について規定するものでございまして、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により設置するものでございます。

第2条では、子ども・子育て会議の所掌事務について規定するもので、同法第77条第1項、各号に掲げる事務、先程町長の提案理由にもありましたように、子ども・子育て支援計画の策定、特定教育、保育施設の利用定員に

関すること及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関することが主な所掌事務となっております。

第3条では、組織について規定するものでございまして、委員の定員を20名と定め、構成メンバーを定めようとするものでございます。

第4条では、委員の任期を規定しており、その任期を2年と定めるものでございます。

第5条では、子ども・子育て会議に、委員長と副委員長を置いて、それぞれの職務を規定するものでございます。

第6条では、会議について規定するもので、会議の招集、会議の議長、会議の成立、議事の議決について定めるものでございます。

第7条では、庶務の所在について規定をし、第8条では、委員以外の出席について規定をし、第9条では、委任として「この条例で定めるものの他、必要事項は会長が町長の同意を得て、別に定めることと規定する」ものでございます。

次に、附則でございしますが、施行期日を公布の日からとし、経過措置として第4条第1項に委員の任期を2年と定めておりますが、この条例の公布後、最初に委嘱、または任命される委員について、任期の終期を平成27年3月31日と定めるものでございます。

次に、議案第36号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その改正内容について説明致します。

新旧対照表をお開き願いたいと思います。ただいま提案しました議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例」中、第3条におきまして、会議の委員を委嘱することとしていますが、この委員につきましては、非常勤の特別職の職員でありまして、報酬及び費用弁償の額を定める必要がありますので、別表の最終に、このように追加をしようとするものでございます。改正条例をお開き願います。

附則でございしますが、施行期日は公布の日から施行することとしております。

以上、内容について説明を致しましたが、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いを致します。

議 長 これから質疑を行います。

1 2 番 田 口 この子ども・子育て会議の性質、性格というものについてお聞き致します。というのは、第2条の所掌事務に「次に掲げる事務を処理する」として(1)法第77条第1項各号に掲げる事務とあります。それは先程、ご説明をいただいたように、子ども・子育て支援計画の策定とか、保育所等の利用定員の設定というようなことだというふうにご説明をいただきました。結局ですね、そういった計画の策定とか、利用定員の設定というものは、最終的には町長が決定するものではないかと思うので、この子ども・子育て会議は、いわば町長の諮問機関ではないかというふうに思われるのですけれども、法律なんかの規定の仕方が、もうちょっとその単なる諮問機能的な書き方じゃなくて、この会議そのものが決定権があるかのような書き方のように思われるわけなんです。なので、この会議が決定権限があるものかどうか、それとも町長の諮問機関なのかという、その会議の性質、性格をお聞きしたいと思います。

住民福祉課長 今の田口議員のご質問でございますが、この会議は町長の諮問機関ではないのかというご質問でございますが、この条例を策定するときに、諮問に関することも検討は致しました。この法第77条の第1項の中に、先程も説明しましたが、この法律の中に子ども・子育て支援計画の策定をすることというふうな条文になっておりますので、町長から諮問を受けなくても、この会議の中で、計画については策定をする必要があるというふうに判断を致しましたので、諮問に関することについては、この条文の中には明記を致しておりません。

1 2 番 田 口 そうしますと、会議そのものがそういったものの決定権限があるという理解ですね。

住民福祉課長 そのように理解してもいいのかなというふうに考えております。

3 番 福 田 第3条についてお聞きします。委員20名以内ということで設定を書かれておりますけれども、その根拠と申しますか、ちょっと人数が多いのかなと私は思うんですけれど、20名以内ということで、実質はどのぐらいの人数を委嘱されるのかなと、そういう考えをお聞きしたいのと、(1)から(5)、委員の選定にあたって、関係団体からというふうな委員もあり

ますけれども、関係団体とはこういった団体を指しておられるのか。また、(1)から(5)のうちの人数の割合とか、そういったものがもし計画ができておればお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 福田議員、所管委員会。付託の方向ですけれども、その時にお聞きいただいても結構ですけれども。よろしいですか。付託の後に委員会の方でお尋ねください。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」及び議案第36号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」及び、議案第36号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、総務厚生委員会に付託することに決定を致しました。

議 _____ **長** 次に、日程第9、議案第37号「工事請負契約の締結について（防災行政無線（同報系デジタル・ため池監視システム）整備工事）」を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第37号「工事請負契約の締結について（防災行政無線（同報系デジタル・ため池監視システム）整備工事）」の提案理由を説明致します。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約につきましては、町条例議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または

処分に関する条例により、予定価格が5千万円以上の工事の請負と規定されておりますので、議会の議決を求めるものでございます。その内容についてでございますが、防災行政無線（同報系デジタル・ため池監視システム）整備工事にかかる入札会を、去る6月11日、8社による指名競争入札で行った結果、長崎市旭町1番20号、日本無線株式会社長崎支店、支店長佐古秀美と3億534万9,450円で契約を行うことで、6月12日に仮契約を締結したところでございます。工事概要につきましては、産業振興課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

産業振興課長 それでは、工事の概要について説明致します。

まず、防災行政無線の更新については、現在の施設が昭和58年に整備がなされ、翌年より運用が開始されておりますが、整備後30年程度が経過し、不具合が多発していたことから、全ての更新を行うものでございます。

現在のアナログ無線をデジタル無線へ更新することとしております。議案の次のページをお開きいただきたいと思います。

工期につきましては、契約の日から平成26年2月28日までとしております。平成25年度内での単年度で完了ということとしております。内容についてですが、情報基盤施設整備一式ということで、防災行政無線につきましては、役場親局1局、再送信子局2局、屋外拡声子局40局、戸別受信機406台とし、併せて野口地区にある奥ノ川内ため池の監視システム一式を構築するものでございます。

役場親局の無線室は、現在の無線室を利用して整備を行い、整備工事の間はアナログ無線及びデジタル無線を併用運用し、工事完了後にアナログ無線にかかるものを全て撤去することとしております。

次に、再送信子局についてですが、役場親局から直接電波が届かない屋外拡声子局に対して、電波を再送するための施設でございます。また、次に説明致します屋外拡声子局の機能も有しております。今回の整備では、小串小学校及び五反田の2箇所を設置をすることとしております。

次に、屋外拡声子局についてですが、役場親局からの電波を受信し、放送するものであり、40局のうち7局は、役場親局と相互の通信となるアンサーバック局を整備し、残りの33局については、役場親局からの一方向通信

となります。

次に、戸別受信機についてですが、役場親局、再送信子局、屋外拡声子局からスピーカーの音声が届かないエリアについて、各世帯に配布するものがあります。

続いて、ため池監視システムですが、ため池が決壊した場合、被害が甚大なものと考えられるため、ため池の情報を逐一監視できるように、水位計及びカメラで監視を行うものであります。異常があった際は、今回整備を行う防災行政無線を利用し、情報を提供していくようにしております。次のページをご覧ください。色刷りのものとなります。

工事の場所につきましては、川棚町全域となります。詳細につきましては、屋外拡声子局の位置は既設の位置とほぼ同じ位置での設置となります。右下の表をご覧ください。

35番の岩屋は廃止としております。また、地元へ聞き取りの結果、43番、川棚駅前、44番、下組郷について、2局を新たに設置を致します。川棚駅前に設置することに伴い、現在、下百津公民館にある子局を東彼商工会本所付近へ移設する計画としております。図面の中で、黄色に着色しているところが、戸別受信機で対応するエリアとなります。また、図面内に緑色の点線を引いておりますが、その線から山側が農業振興地域となります。詳細につきましては、右下の表に設置位置名を記載しておりますが、そのうち赤で記載しているところが農業振興区域内となります。全体の屋外拡声子局数が42局あるうち、28局が農業振興区域内となります。また、42番の奥ノ川内ため池（水位）については、屋外拡声子局数には含まれておりませんので、ご注意をいただきたいと思っております。次に、3ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の整備工事システムの系統図となります。図面に向かって左側が、主に送信を行う施設となる役場親局、右側が主に受信を行う再送信子局や屋外拡声子局となります。役場親局より60MHz帯の電波で送信された電波が、再送信子局などの受信装置で受信がなされ放送が行えるというものでございます。また、奥ノ川内ため池の監視システムの監視カメラ画像については、送信する画像データの容量が大きくなるため、別途回線を確保し、電波を送信することとしております。概要は以上です。また、この事業につきまして

は、農林水産省の農村地域防災減災事業の補助事業と、町の単独事業とを併せた事業でございます。補助、単独の区別と致しましては、屋外拡声子局の設置位置について、農業振興地域内にある数が全体に占める割合により決定をされておるところでございます。続きまして、4ページをご覧くださいと思います。

入札結果表でございます。入札執行日は、平成25年6月11日で、指名業者は8社であり、予定価格、最低制限価格についてはご覧のとおりとなっております。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

3 番 福 田 カラー刷りの図面の方でちょっと聞きたいんですけど、ちょっと今度、戸別受信機が400台を超えるということで、今までよりかなり増えているんですけど、この戸別受信で対応する場合と、拡声器を据える場合の個別受信の世帯数、それとの兼ね合いと言いますかね、費用対効果でいいのかという分岐点でされたと思いますけれど、ぱっと見たところ、下組郷の大久保、また大崎、新谷、あそこらへんがちょっと立てた方が良いんじゃないかと素人目では思うんですけど、その判断基準とされたものがあればお聞きしたいと思います。

産業振興課長 戸別受信機と屋外拡声子局とどちらがいいかというご質問だと思います。

屋外拡声子局、これにつきましては1基あたり約270万円かかります。それに施工費用、ざっとですが50万円程度かかります。戸別受信機でございますが、標準型400台入れるタイプのものでございますが、1台4万円となります。なおかつ、戸別受信機につきましては、補助事業の対象外ということになりまして、費用の面から見てこのような計画としております。以上です。

6 番 毛 利 二点ほどお尋ねします。

入札結果一覧表についてなんですけれども、8社を指名されて行われていますが、そのうち4社が入札を辞退されているということなんです、8社指名されて半分が入札を辞退するという、そう無いケースかと思うんですが、

何か事情があったのであれば教えていただきたいというのが一点。

それと参考資料の中です、屋外拡声子局ですか、アンサーバック局と
いうのがあるんですけど、相互通信ができるというご説明だったかと思うん
ですけど、これはどういった場合に使うのか。相互通信をですね、お尋ねし
ます。

企画財政課長 ご質問の入札辞退についてご説明致します。

入札辞退につきましては、特に理由を示すようには求めておりませんので、
こちらでは理由については承知しておりません。

産業振興課長 アンサーバック機能につきましてお尋ねでしたので、アンサー
バック機能とは、親局と通信をするものでございます。双方向親局と通信を
していけるものでございます。それにつきましては、経費もまだまだかかる
ということで7箇所を計画しております。

6 番 毛 利 アンサーバック局についてなんですけど、どういった場合に相
互通信を使うのかということをお聞きしたいんですけど。

産業振興課長 アンサーバックをどのような時に使用するかというご質問で
すが、再送信子局でありますとか、屋外拡声子局、ここからですね、親局で
ある役場へ緊急連絡をしたいときに利用するということになっております。
それともう一つ、子局が2種類ありますけれども、子局が確実に機能してい
るか、そういう確認の意味もございます。以上です。

4 番 堀 田 ため池監視システムについて、ちょっとお尋ねを致します。

この監視システムの整備工事システム系統図の中にですね、ため池監視シ
ステムの端末装置を別館の産業振興課の中に置いてあるようでございますけ
れど、もし大雨とかそういった中で非常時の時には、多分庁舎内には誰もい
ないと思いますけど、本局の方と連動をして、そういうふうな対応ができる
ようになっているんでしょうか。

産業振興課長 系統図で申し上げますと、今堀田議員がおっしゃったのが一番
左下の別館に端末装置があるということでお尋ねかと思いますが、その右側
にですね、監視カメラ卓、これにつきましては役場の無線室の方に設置をす
るということになっておりますので、両方で見れるというシステムとなっ
ております。

1 5 番 山 口 戸別受信機が現在406台ですね、これは工事終わってですね、

運用に入ってきた時に、例えばこれは難聴地域その他がでてきてですね、その場合にどうしても聞こえないということがあればですね、新たに戸別受信機その他、対応する考えがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

産業振興課長 戸別受信機が400台で足らなかった場合というご質問だと思います。現在、戸別受信機については、詳しい数字を忘れてしまいましたが、現在使用しているのが40台程度だったとっております。それで400台というのは、十分余裕を見ての計画としておりますので、400台あれば十分賄えるという試算でございます。ご質問の趣旨からちょっと外れてしまったみたいですが、もし400台で足りなかった場合、その時にはやはり難聴地域がなくなるように対応をするということが必要かと考えております。以上です。

1 1 番 小 田 先程質問があったアンサーバック局について質問ですけども、7局というふうなことですけども、川棚町に消防団が7分団ありますけども、その7分団、分団の範囲に一つずつと考えてよろしいのか、また、それを使用するのは消防団に任せての非常時の対応とするのかというのを一点ですね。

それからもう一つ、文字情報の伝達もできますので、川棚の駅前に新設をされますので、そこにですね、災害情報あるいは注意報の喚起を促すために新設される駅前の子局にですね、電光掲示板、情報を伝達する情報掲示板を付ける考えはないのかですね。

それともう一つ、停電というのも考えられますので、その停電時の対応はどうなっているのかお尋ね致します。

産業振興課長 アンサーバック局につきましては、7局と申し上げましたが、色刷りの図面の右下の表でお答えをしたいと思います。アンサーバック局を申し上げます。2番の新谷公民館、7番の大崎、15番の平島、22番の野口公民館、26番の中山、28番の猪乗公民館、36番の中木場、それと再送信子局となりますが、5番の小串小学校、27番の五反田となります。このアンサーバック局について選定した理由と致しまして、役場の親局から距離があるところ、または避難場所となっているところ、避難場所になっているところや近接しているところを選択しております。

文字情報につきましては、これまで計画には載せていない状態でございます。

すが、文字情報の通信ができるのかどうか、そこらへんの確認もできておりませんので、もし計画ができるようであれば、後日の対応になるかとは思いますが、検討をしてみたいというところまでしか、今のところ発言が出来ない状態でございます。

あと、停電時でございますが、停電時につきましては、各子局にバッテリーを装備しております。一定時間は使える機能ということは聞いております。以上です。

3 番 福 田 今度更新されます子局についてですけど、今までの放送に比べて、よく聞こえるようになるのか、出力についてはどうなのかお聞きしたいと思えます。と言いますのは、これまでも聞こえていない世帯で、この今回の黄色く示されております戸別受信対応地区外の方でもそういうふうな要望があれば、先程余裕があると言われました400台のうちから、そういったのが設置していただけるのか。また、設置するにあたっては、黄色の区域以外ですね、指定区域以外の方の場合は、どういうふうな判断基準でもって設置するしないのものがあるのかお聞きしたいと思えます。

産業振興課長 放送のワット数でございますけれども、申し訳ありません、手元に持ち合わせておりません。それぞれ向きによって、住宅の数によって、いろいろ差がつけられております。地元の方と協議を致しまして、これだと聞こえるだろうということでの計画をしておるところでございます。

400台の戸別受信機を聞こえにくいところには対応できるのかというご質問ですが、それは先程もお答えしましたとおり、聞こえにくいところには設置をします。失礼しました。お尋ねしたいんですけども、先程、地区外と言われたお言葉は、どのような意味でとったらよろしいのでしょうか。黄色の地区外ということではよろしいのでしょうか。

黄色の地区外についても、聞こえにくいというところであれば、まず第一番目には400台のうちから配布をするということは考えております。以上です。

3 番 福 田 聞こえにくいといっても、役場担当の方としては、例えて言えば窓が閉めてあるから聞こえないんだからとかですね、そういうふうなことで、どこにでも対応できるものじゃないと私は考えるんですよね。だからある程度の基準を作っておいて対応していかないと、際限がなく戸別受信を求

められても対応できないんじゃないかなと思いますので、そこらへんの考えはどんなでしょうか。

総務課長 私の方から答弁をさせていただきます。この屋外の子局で聞こえないというのは、庭先に出て聞こえないというのが基本でございます。家の中にいて聞こえないというものではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第37号「工事請負契約の締結について（防災行政無線（同報系デジタルため池監視システム）整備工事）」を採決を致します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第37号「工事請負契約の締結について（防災行政無線・同報系デジタルため池監視システム整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

（11：53）

議 長 次に、日程第10、議案第38号「財産の取得について（消防ポンプ自動車購入）」を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第38号「財産の取得について（消防ポンプ自動車購入）」の提案理由を申し上げます。

今回、取得しようとする消防ポンプ自動車は、川棚町消防団第1分団に配置するためのもので、第1分団の管轄区域は、数石、新百津、若草、旭ヶ丘、山手、城山、下百津、栄町、上百津、岩立の10自治会で、特に建物が密集した地域となっております。

現在、第1分団に配置しております消防ポンプ自動車は、平成3年11月

に取得したもので、分団員の定期点検などにより、長年にわたり使用してまいりましたが、取得から22年目となり、真空ポンプやボディが腐食するなど、経年劣化が進んでいるところであります。そこで、現在の消防ポンプ自動車では、故障が相次ぐなど、緊急の際に対応できない状況になることが予想され、買い換えが必要であるとの判断から、消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、消防ポンプ自動車CD-1型購入でございます。契約の方法は随意契約、契約金額は1,140万2,260円で、契約の相手方は佐世保市福石町22番6号の株式会社ツクモ、代表取締役永田次郎で、6月3日に仮契約を締結致しております。補足説明を総務課長から致しますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願い致します。

総務課長 それでは議案第38号「財産の取得について」補足説明をさせていただきます。二枚目をお開きください。

これは消防ポンプ自動車CD-1型の仕様書でございます。この内容につきましても、一昨年度に取得を致しました第5分団、昨年度に取得した第4分団の仕様と同じものでございます。

第1章でいきますと、納入先は川棚町消防団第1分団ということで、一台、納入時期は平成25年11月10日というふうに致しております。

第2章は車種及びポンプの性能を入れております。アが形式、イが四輪駆動車であること、それからホイールベースとかそういったものでございます。それから、サがパワーステアリングで、シがトランスミッションがオートマチック車であることというふうなことと致しております。

(2)がポンプの性能を謳っているものでございます。次のページをお願い致します。

次が、別表で取付部品でございます。これも以前取得をした消防ポンプ車と同様のものでございます。で、その下が付属品ということでございます。四角の枠の下に書いております既存品の取付ということで、無線機、40mmの管鎗、延長吸管というふうなもの、これを既存のものを取り付けるということにしているものでございます。次のページをご覧いただきたいと思っております。

見積結果一覧でございます。4社による随意契約でございます。右上に

あります見積提出期限 25 年 5 月 25 日に提出をしてもらっております。決定致しましたのが、一番上の株式会社ツクモで、見積額税込みで書いております。1,140 万 2,260 円となっております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

3 番 福 田 ちょっとお尋ねします。この仕様書については、4 分団、5 分団の分と同じだということでしたけれど、1 分団で昨年末でしたか、年末警戒の折にちょっとお話を聞いたんですけど、最近の消防車が大きくなっていて、1 分団の車庫に現状のままだとサイドミラーが前に出ているので、ぎりぎりみたいなことをおっしゃっていたんですよ。これには車の全長とかありませんけど、そういったのを配慮されて、今度交渉されるのか。また、1 分団には後に取り外し式の階段を付けておりますので、あれを外せば、まあなんとか入るんだらうと思うんですけど、使い勝手もありますので、そこらへんに考慮される余地が残っているのかお聞きしたいと思います。

総 務 課 長 この消防ポンプ自動車の仕様につきましてはですね、各分団の消防団員とも協議をしております。ですので、4 分団、5 分団もそうでしたけれども、前ある型を入れてみてどうなのかということを確認したりして決めております。今度、発注するときもそういったことは考えながら、もしそれでもぎりぎりであれば検討して、そのへんの長さをどうするのか、また判断をしていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第 38 号「財産の取得につ

いて（消防ポンプ自動車の購入）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第38号「財産の取得について（消防ポンプ自動車購入）」は、原案のとおり可決されました。

(12:01)

議 長 議員各位にお願い致します。引き続き、日程第11に入りたいと思いますので、御協力の程よろしく申し上げます。

議 長 次に、日程第11、発議第1号「石木ダム建設に関する決議」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

石木ダム対策調査特別委員長 石木ダム建設に関する決議案について、提案理由の説明を致します。

石木ダム対策調査特別委員会では、平成23年6月の発足以来、県、市、町から説明を聞き、分析をし、また関係団体から意見を聴くなど、調査研究を重ねてきました。そして、昨年9月の定例会で中間報告をおこない、石木ダムについては、平成7年3月及び平成20年9月に行ったダム建設を推進すべきである旨の決議を踏まえて、引き続き治水、利水両面の必要性を認識、石木ダム建設の推進に取り組むべきであるという考えを明らかにしました。そしてその上で、地権者の理解を得るために、また町民全体の理解を深めるために、関係者からの聴取など、最大限の努力を傾注すべきであることを表明し、そのように取り組んでまいりました。

地権者の方々には、いまだご理解を得るに至っておりません。私たちは、石木ダム問題が、早急に円満に解決して町民が一致協力して新たなまちづくりに取り組んでいけるようになることを強く願っております。地権者の方々が、ふるさを大切に思い、ダム建設反対の考えを堅持しておられるその心情は十分理解できますが、石木ダムの公共性、公益性を考えますと、建設が必要であるとの結論に立たざるを得ないのでありまして、地権者の方々には早急に話合いに応じていただくことを心から願うものであります。ここに付し

てお願いを申し上げます。

地権者との話し合いを進展させるため、事業者である長崎県と佐世保市が、平成21年11月に申請した事業認定の手続きは、本年3月に本町内で2日間にわたり公聴会が開催されまして、今後は国土交通大臣が社会資本整備審議会に諮問して、その答申を得て認定の可否の結論を示すという段階に至っております。

そして、可否いずれにせよ、その結論が出されれば、事態が急速に動くことが予想され、町議会としても、これに適切に対応することが求められるものと考えられます。平成7年の決議からは、既に18年が経過しております。平成20年の決議からも5年ほどの年月が経っております。この間に議会の構成が変わるとともに、石木ダムに関する情勢もただ今申し上げたように動いてきております。委員会としては、この時期に町議会としての基本姿勢を明確にした上で、地域振興策の内容によっては町が関わるものが想定される状況にもありますので、適切な地域振興策となるよう、議会としても意を配り、今後さらに調査研究を深めて、石木ダム問題に関連する諸課題に適切に対応していくことが必要であると考えます。よって、決議案を提出するものであります。以下、決議案を朗読させていただきます。

発議第1号、平成25年6月19日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、石木ダム対策調査特別委員会委員長田口一信、石木ダム建設に関する決議。上記決議案を別紙のとおり地方自治法第109条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

石木ダム建設に関する決議（案）。

石木ダム問題は、町政の重要課題の一つであり、40年以上が経過し、地権者をはじめ関係住民の方々に苦勞と心痛をかけてきた。

町議会としても、生活再建、周辺整備、環境整備等について、行政と共に責任があるとして、平成7年3月及び平成20年9月に行ったダム建設を推進すべきである旨の決議を踏まえて、引き続き、治水・利水両面の必要性を認識し、町民が安全で、安心できる生活を確保するため、建設推進に取り組んできたところである。

この間、様々な経緯があり、反対の考えを堅持しておられる地権者の方々の理解を得ることができない状況が続いている。

長崎県と佐世保市が建設に向けての話合いの糸口となるよう平成21年1月に申請した事業認定の手続きは、本年3月に川棚町内で公聴会が開催され、今後、国土交通大臣がその結論を示すという段階となっている。

平成20年9月に決議を行ったのち年月が経ち、その間に議会の構成も変わり、石木ダムに関連する情勢にも上記のような動きがみられるところである。

このような状況に鑑み、町議会としては、石木ダムのもつ公共性・公益性から石木ダム建設の必要性をあらためて確認し、ふるさとを大切に思う地権者の方々の心情は同じ町民として理解しつつも、話合いに応じていただくことを切望し、関係住民の理解を得ながら石木ダム建設を推進すべきであると考える。

町議会としては、地域住民と本町の将来を展望し、地域振興など関連する諸課題に対応していくこととする。

以上、決議する。平成25年6月20日、川棚町議会。以上でございます。皆様方のご賛同をお願い致します。ありがとうございました。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

1 5 番 山 口 決議の時期についてお尋ねしたいと。いわゆる石木ダムについては、今委員長の方から申し出があったとおり、いわゆる事業認定の申請がなされまして、現在3月に公聴会が行われ、国交大臣の事業認定の結論を待っているという状態だろうと。そして事業者である長崎県、佐世保市、これは事業認定については話合いを進めるためということをおられ、それで現在、事業者である長崎県、それから佐世保市とも国交大臣の結論が出るのを待っておられる状態じゃないかというように考えております。当然、国交大臣のですね、事業認定の結論が出れば議会としても当然、それに合わせてきちんとした表明をすべきであろうと、そういうふうに考えます。ただ、現在、まだ結論が出ていない、そういった中でですね、いわゆるこの決議をすることによって、絶対反対を訴えておられる方々、この方々の態度を硬化させる心配がありはしないかと、それによって逆に話合いを進めるということと逆行するようなことも危惧される。そういったところから、敢えて、この時期に決議を出すに至った理由と、この時期に決議をすべきであると判断することによる効果が、どういうふうに考えておられるのかお尋ねしたい。

石木ダム対策調査特別委員長 事業認定の出される時期がいつになるか、はっきり分からないのですが、通常のこれまでの他の例からみても、もう近い時期に出されるのではないかとということが予想されております。それで、先程もご説明を致しましたように、事業認定が出ますと、事態が急速に動いていくということが予想されるわけでございます。町議会としては、そういった事態に対して、どのように対応していくかという姿勢をですね、はっきりさせておく必要があるというふうに考えております。したがって、決議をするのは通常、定例会で行っておりますので、9月の定例会では遅いのではないかとこのように思われますので、この現時点で考えを明確にしておくということをお考えのわけでございます。

それから、地権者の方々がどのように受けとめられるかでありますけれども、町議会としては、すでに過去2回、石木ダム建設を推進すべきであるという旨の決議を致してきておりますので、今回は、新たなということではなくて、基本的考え方は従来の考えに則って、その建設推進を確認をするというふうな意味合いでございます。そして、その上で、先程も申し上げましたように、できれば事業認定が出る前にでも話合いに応じたいというのが本当の私どもの気持ちでありますので、できるだけ早くそういった気持ちを表したいという意味で、この6月議会で決議をするというふうなことを考えた次第でございます。

5 番 三 岳 今の山口議員の質問に関連すると思いますが、私は平成7年と平成20年にすでに当議会としては決議をしておるわけですね。そのことについては、決議案の中にも記載してあります。そういった中でですね、議会の構成が変わったからということで、今回出すんだよという理由もおっしゃいました。しかし、このことはですね、私は議会としては川棚町議会としましてはですね、継続性があるというふうに思っておりますので、改めて決議をし直すということであれば、まったく違う考え方の決議にならんと、私は決議にならないというふうに思っております。その点について、ダム特委員会の方でもいろいろ議論をされたというふうに思いますが、その分の経過等と見解をお聞きしたいと思います。

石木ダム対策調査特別委員長 ただいまのご質問にありましたように、平成7年と平成20年に決議を致しまして、その決議そのものについては、ご発言

のとおり継続性があるということで、そのままその考えは生きてきていると思います。したがって、私どもも、その決議に則って、その決議を踏まえて判断をしたわけでございます。まあしかし、それ以降、議会の構成が変わっているという点が一点ございます。それから、先程申し上げましたように、20年の決議の後に事業認定の申請がなされて、その事業認定の手続きが3年余り時間がかかっておりますが、公聴会が開かれて、国土交通大臣の結論が示されるという状況になってきておるとい意味では、平成20年の決議以降も、これに関連する諸情勢が大きく変化をしてきているという状況でございますので、こういった現在の状況を勘案しまして、再度、町議会の考え方をはっきりさせるという意味で、今回の決議をするというふうに致しました。

5 番 三 岳 先程ですね、表現の中で再度確認をするんだという言い方をされたんですね。確認のための決議とは、ちょっと私は思えないわけですね。新たな考え方を、議会として決議をするということであれば、中身的には平成20年と変わらない決議になっているわけですね。ですからこのことを、あえて今する必要、先程山口議員もおっしゃいましたが、この時期になぜしなければいけないのかということもあります。それとですね、3月定例会の折に、町長の予算関係の説明の中にもありましたようにですね、現在は見守る時期という判断を行政のトップもされているわけですね。そういった中で、議会がなぜ今の時期に突出して決議をするのかと、先程出ていましたように、事業認定後でも、私はいんじゃないかというふうに考えておりますが、そこはそのどうしてもという理由が、先程のお答えの中ではですね、私は聞けなかったと理解しておりますので、再度その点について、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

石木ダム対策調査特別委員長 この時期に確認をするということを申し上げましたが、それはですね、なぜかという、今回の決議案の最後の部分に2行ほど加えてございますが、そういった確認をした上で、今後、地域振興など、関連する諸課題に対応していくというふうなことを書いております。この部分が平成20年の決議よりは加わった部分だと思うんですが、今後、きちんとした対応をするために、そのために必要な調査研究を深めていくために、今現在の時点で考えをはっきりさせておきたいと、こういう趣旨でご

ざいます。

1 4 番久保田 議会の構成メンバーも変わりましたが、今いらっしゃる議員の方も以前から引き続いていらっしゃる方がおりますので尋ねてみます。

これは石木ダム対策調査特別委員会の22年4月30日の第11回の委員会の中の主な質疑の中から尋ねてみたいと思います。委員会の中からですね、「川棚町にはなるべく負担をかけないという歴代の知事、市長の約束がある。事業も具体的になっていないため、仕分けは無理かもしれないが、川棚町が許容する協調できるボーダーラインをはっきりさせる必要がある。川棚町には極力負担をかけないという抽象的な言い方では、委員会として納得できない。町長にこういう意見があったということ伝えて欲しい。」っていう質疑に対して、答弁でですね、「なるべく川棚町の負担のないようにとは思っている。川棚町に迷惑をかけないようにと言われている」ということですが、私、町民の方達も川棚町がこの事業に対して、負担をしなくてはならないような言い方をしてあるんですけども、実際、負担があるんでしょうか。

石木ダム対策調査特別委員長 ただいま平成22年のやりとりというものをご紹介いただきましたが、その時期はまだ私どもがおらない時期であったので、詳しくは分かりませんが、その負担の問題について申し上げますれば、建設事業そのものについての負担はないと思います。それから地域振興の各種施策については、町が実施する事業もあるわけですが、その分の大きな負担、町が負担すべき部分を、大きな部分を佐世保市が負担するというようなことも考えられておりますので、どの程度の負担があるか、はっきりは分かりませんが、少ない負担で済むのかなというふうには思っております。

1 4 番久保田 川棚町にダムができて、川棚町民の方達の考えの中に、水利権というのが、川棚町にあると思っいらっしゃる方が多いのではないかと。佐世保市に水利権があるんだということを、本当に町民の方達は分かっいらっしゃるんでしょうか。

石木ダム対策調査特別委員長 水利権というのは、川棚町の水道分、あるいは川棚町の農業用水分、これは川棚町内の方にあると思いますが、この佐世保市の水道用の水利権というものは、佐世保市が有しているというふうなこと

でございます。そういったようなことも含めて、町民全体にこの問題をきちんと理解をしていただいでですね、町民全体が納得して進められていくような、というふうなことで私どももこれからも努力していきたいと思っております。

1 4 番久保田 これがこないだダム特別委員会の方から配布されたので、私はこのことについて尋ねます。

この15ページですけれども、試験湛水というのがあります。試験湛水というのは、工事が終わった後に水を溜めて、そしてその完了後に試験湛水を行いますと、これは重要な事項でありますということが、ここにただし書きであります。だけでもこの事業の工程の予定表を見ればですね、この工事と並行してあるように矢印で示されております。しかも、この湛水試験にかかる満水になる水はですね、500万 m^3 以上の水が溜まらなければ試験はできないと思いますが、これを配られたということは、このことの内容も含めてご理解いただいで、これを配られたと思っておりますので、そのことはどう捉えられますか。

議 **長** まず委員会で配布したかどうかの件については、明確に話して、その後に質問に対する答弁があれば答弁をしてください。ちょっと整理をした方がいいと思います。

石木ダム対策調査特別委員長 石木ダムに関する印刷物については、私どもが配布したものではございません。長崎県の石木ダム事務所の方から全議員に配布がなされたものというふうに理解しております。15ページの、たぶん工程表が貼り替えてあると思うんですが、それは本体工事に着手する年度が変更したことに伴って、表が貼り替えられているものと理解しております。

議 **長** 久保田議員、配布は委員会が配布したのではないということです。ダム事務所が全議員に配布したという流れです。ということですね。

石木ダム対策調査特別委員長 はい、そうです。

議 **長** ダム事務所から事務局に来て、事務局から全議員に配布と、内容の一部に変更があった分があったので、前あった分と一部貼ってある部分がありますので、その分が変わったので配布したという流れであります。配布の経緯についてはですね。委員会が配布したのではない。事務局がダム事務所から受け付けて配布をしたという経過になります。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

7 番 田 崎 私はこの決議に反対の討論を致します。

この決議案には、「石木ダム建設の持つ公共性、公益性から、建設の必要性をあらためて認識し」、とありますが、私には公共性、公益性があるとはまったく考えられません。

私は、逆に将来は不要になる大規模な人工構造物ではなく、我々が後世に残す必要があるのは緑豊かな自然であり、川であり、海であると考えます。大雨洪水警報発令時には、汚れ腐った水や土砂を一気に放出し、下流地域に甚大な被害をもたらしかねないダム建設は到底容認できません。

また、利水面では、佐世保市の実際の水需要は今までの結果を見ても、市の水需要予測を常に大きく下回る結果となっており、その差は年々広がる傾向にあるのに、将来の水需要予測は大幅な増加を見込み現実的ではありません。つい先日、本明川ダム計画においては、水需要が大幅に見直されました。それは実情を見て、当然行われたことだと思います。

治水面でも、石木ダムの流域面積は9分の1程度しかなく、下流地域に対する治水効果はほとんどありません。日本の高度成長期に計画されて、半世紀にも何なんとし、このような事業は、人口減少期の現在、根底から見直すべきです。

大規模な人工構造物のダムは、緑豊かな自然を破壊し、川棚川や大村湾などの河川、海域の水質悪化を招き、水生生物に重大な悪影響を及ぼします。

私は、自然環境を守り育て、温存し、地域の人達や生物資源を最大限活用する施策こそが、将来にわたり、持続的な振興策につながると考えます。

よって、事業認定や強制収用を助長させるようなこの決議に反対致します。

議 長 次に、賛成者の討論の発言を許します。

4 番 堀 田 石木ダム事業は、地権者の8割の方が事業に協力されており、その方達の気持ちを大切にしなければなりません。しかしながら、事業に反対されている方もおり、残る反対地権者の意見も尊重され、解決が図られるよう話し合いを行い、ダムの必要性をご理解いただけるよう、誠心誠意取り組んでいかなければなりません。今後、関連する諸々の課題の中には、地元行政も議会も直接対応しなければならない部分もあると考えられます。そうい

った点からも事業者とは違う視点で、地元議会としての意思表示の決議であると思い、石木ダム特別委員長提案の石木ダム建設に関する決議に賛成を致します。

議 _____ **長** 他に討論はありませんか。

1 4 番久保田 石木ダム建設計画は、昭和47年の予備調査に始まり、40年以上が経過しても強引に押し進められようとしています。ただ、自分の所有地に平穏に暮らしたいと願う13戸の住民の方々と、移転を受け入れた住民の方々は、県と佐世保市によって分断されてしまいました。元々、双方とも蛍が住み、川魚が泳ぎ、棚田が広がる美しい自然の中で暮らしていた方々です。何が何でもダム建設に執着する県と佐世保市は、実際とは大きくかけ離れた数値を上げて、元住民が事業認定、そして強制収用を要望し、推進を支援するという異常な事態を作り出しました。しかし、13戸の方々と故郷に住み続けたい、先祖から受け継いだ土地で生活を営み、この土地を子ども達に残したいという気持ちが揺らぐことはありません。この方達の憲法で保障された生存権や財産権は誰にも侵すことはできないということは言うまでもありません。

町長は、3月定例会で「財産権は憲法29条で侵してはならないと定められており、憲法で定められていることは尊重しなければならない」と答弁されました。にも関わらず、なぜ議会が推進することには納得いきません。今後、県と佐世保市はあらゆる手段で13戸の方達の孤立化に躍起になってくるでしょう。私達は今、次の世代に何を残せるか、何を残すべきか問われていると思います。美しい自然、培われてきた文化、地域の人々のつながり、これらを壊してまでダムは必要ですか。13戸の住民の方々の暮らしを水の底に沈めてまで、ダムは必要ですか。半世紀近く経過しても、進捗しない事業は考えを改め、勇気を持って大きく舵を切るべきではありませんか。このことを心から訴えて反対討論とします。

議 _____ **長** 賛成者の発言がありますか。

1 3 番森田 私は発議第1号について、賛成討論を行います。

石木ダム建設が計画され、早約45年が経過してきました。当初の建設計画の段階から、県、佐世保市と地元住民との話合いの行き違いから、さらに昭和57年、県により実施された、いわゆる強制測量から、関係住民との感

情的な対立が極限に達し、解決の方策も見出せないまま年月が経過しています。この硬直していた石木ダム建設の問題に関し、事業認定にかかる公聴会が開催され、近々に国がその結論を発することになっております。川原地区の住民、とりわけ地権者の人々の心情を察しつつも、今後も話合いに応じていただけるよう、努力しなければなりません。

町議会としては、平成20年9月、本件につき推進決議を行ったが、年月が経過し、議会の構成も変わりました。ここへきて、本件決議案では不必要であるとか、提出時期が尚早との意見もありますが、一旦、決議したものを複数回行うことは国会でもなされており、町にとって重要課題と位置づけ、この時期に本町議会が本決議を行うことは時期的に当を得たものと判断します。以上。

議 _____ **長** 他に討論はありませんか。

2 番 竹 村 他の議員の方がおっしゃったように、この石木ダム建設事業は、川棚町にとって長い間の問題であります。そして昭和57年、いわゆる強制測量によって混乱を深め、今日に至っているということは多くの方が認めるところであろうと思います。そして、事業認定手続き申請がなされまして、近いうちにでも国交大臣の判断が下されようと、皆さんが予想されるときであります。このことは、特に反対地権者の方々にとっては、大変デリケートな、情情的にデリケートな時期だろうと思います。その時期であればなおのこと、こういった決議をすることが、今後の話合いを進める上において、足かせになるのではないかというような心配をすることあります。この時期だからこそ、こういった決議を今すべきではないという立場から反対致します。

(三岳議員・山口議員退席)

議 _____ **長** 他に討論はありませんか。

議 _____ **長** これで、討論を終わります。

これから発議第1号「石木ダム建設に関する決議」を採決致します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって発議第1号「石木ダム建設に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(12:38)

議 _____ **長** 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これで散会と致します。ご起立願います。お疲れ様でした。

(12:39)